

1. 開会日時・場所

日時 令和5年11月24日(金) 午後2時00分  
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
13番	—	14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

13番 田坂 友彦

3. 議事録署名人

7番 平木 時治 14番 郷谷 幸男

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶  
農林水産課 主事 原田 愛理

5. 審議事項

第76号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第77号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第78号議案 農用地利用集積計画について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第11回総会は成立しております。なお、13番 田坂委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。  
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、7番 平木委員、14番 郷谷委員を指名します。

議長 それでは、これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。  
議事日程は、日程第1を第76号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第3第78号議案を先に審議します。  
議案書をご覧ください。

議長 日程第3 第78号議案を上程します。  
「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。  
第78号議案に係る、資料78の第1番から第3番について審議します。  
担当者の説明を求めます。

- 事務局            それでは議案書 11 ページをご覧ください。第 78 号議案農用地利用集積計画について説明します。  
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により決定を求めるものです。  
今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。  
三原地域から件数 2 件、筆数 3 筆、面積 5,594 ㎡が提出されています。  
なお、利用権を設定する農用地については、資料 78 の 2 ページに記載しています。  
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。  
以上で全体説明を終わります。
- 議 長            担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長            質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農用地利用集積計画の第 1 番から第 3 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長            挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。  
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。
- 議 長            次に、日程第 1 第 76 号議案を上程します。  
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 102 件から第 113 件を審議します。  
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 2 回に分けて審議します。  
はじめに第 104 件について審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。
- ・・・委員退席・・・
- 議 長            事務局の説明を求めます。
- 事務局            議案書 1 ページをご覧ください。  
第 76 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の第 104 件について説明します。  
第 104 件は、〇〇から宗郷 5 丁目の農事組合法人 〇〇が、沼田東町末光〇〇 ほか 1 筆 地目：田 合計 4,222 ㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
当該案件は農地法第 3 条の許可要件を満たしています。  
第 104 件についての説明は以上です。
- 議 長            事務局の説明が終わりました。  
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。  
補足意見はありませんか。
- ・・・「意見なし」の声あり・・・
- 議 長            補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長            質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 104 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 ○○番委員は、入室してください。
- ・・・委員入室・・・
- 議 長 引き続き、議事を進行します。農地法第3条の規定による許可申請、第104件を除く、第102件から第113件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書1ページをご覧ください。  
第102件は、○○から小坂町の○○が、小坂町○○ 地目:田 202㎡を、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
第103件は、○○から福山市の○○が、沼田東町七宝○○ 地目:田 2,873㎡を、以前から管理しており、権利関係を整理するため譲り受けるものです。  
第105件は、○○から本郷南1丁目の○○が、本郷南1丁目○○ 地目:畑 332㎡について、持分8分の1を譲り受けて引く続き耕作管理するものです。  
第106件は、○○から岡山県倉敷市の○○が、本郷町船木○○ ほか2筆 地目:田1筆 畑2筆 合計262㎡を、住宅とともに譲り受けて新規就農するものです。  
第107件は、株式会社○○から本郷町の有限会社○○が、本郷町善入寺○○ ほか23筆 地目:田21筆 畑3筆 合計17,539㎡を、譲渡人の営農計画を引き継ぐ計画であり、果樹栽培をするため譲り受けるものです。  
有限会社○○は農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしています。  
第108件は、○○から久井町の○○が、久井町江木○○ほか3筆 地目:田 合計1,415㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。  
第109件と110件は、譲受人が同一のため併せて説明します。  
第109件は、○○から、久井町坂井原○○ ほか3筆 田:1筆 畑:3筆 計2,372㎡を  
第110件は、○○から、久井町坂井原○○ 地目:畑 332㎡を、それぞれ広島市の○○が、両親から農地を譲り受けて農業経営を承継するものです。  
第111件は、○○から大和町の○○が、大和町大草○○ 地目:田 1,558㎡を、耕作地に近接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。  
第112件は、○○から大和町の○○が、大和町大草○○ 地目:畑 178㎡を、住宅に隣接して耕作に便利のため譲り受けるものです。  
第113件は、○○から大和町の○○が、大和町箱川○○ ほか11筆 地目:田11筆 畑:1筆 合計3,704㎡を住宅とともに譲り受けて新規就農するものです。  
以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。  
農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。  
補足意見はありませんか。
- ・・・「意見なし」の声あり・・・
- 議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第3条の規定による許可申請、第104件を除く、第102件から第113件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

- 議長 挙手全員であります。  
よって、農地法第3条の規定による許可申請、第102件から第113件は、全て原案のとおり許可決定することに決しました。
- 議長 次に、日程第2 第77号議案を上程します。  
農地法第5条の規定による許可申請について、第147件から第149件、及び第159件から第170件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書8ページをご覧ください。第77号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。  
第147件から第149件は、前回第10回定例総会で審議保留となった案件で、〇〇合同会社が、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものです。  
本件について、前回、資材が搬入され事前着工しているとの19番委員からの報告を受け、10月26日に事務局と19番委員とで現地を再確認したところ、太陽光発電施設建設用とみられる資材が一部置かれていました。  
このことについて、太陽光発電施設の設置業者に確認をとったところ、下請け事業者が前の現場で余った資材を持ち込んでいたとのことで、謝罪とともに直ちに資材を撤去しました。  
併せて、下請け事業者に指導しており、今後、このようなことがないように注意するとのことでした。  
第159件から第160件は、譲受人が〇〇合同会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。  
第159件は、譲渡人〇〇、沼田1丁目〇〇 地目:田 938㎡、  
第160件は、譲渡人〇〇、沼田1丁目〇〇 地目:田 614㎡、  
合計2筆、1,552㎡に、太陽光パネル172枚、9棟、発電量49.5kW規模を設置するものです。  
第161件から第163件も、譲受人が〇〇合同会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。  
第161件は、譲渡人〇〇、沼田1丁目〇〇外1筆 地目:田 合計347㎡、  
第162件は、譲渡人〇〇、沼田1丁目〇〇 地目:田 489㎡、  
第163件は、譲渡人〇〇、沼田1丁目〇〇 地目:田 520㎡、  
合計4筆、1,356㎡に、太陽光パネル172枚、7棟、発電量49.5kW規模を設置するものです。  
第164件から第165件も、譲受人が〇〇合同会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するものであるため、合わせて説明します。  
第164件は、譲渡人〇〇、沼田1丁目〇〇 地目:田 925㎡、  
第165件は、譲渡人〇〇、沼田1丁目〇〇 地目:田 234㎡、  
合計2筆、1,159㎡に、太陽光パネル180枚、5棟、発電量49.5kW規模を設置するものです。  
第166件は、〇〇から、〇〇が、沼田3丁目〇〇外1筆 地目:田 合計99㎡について、所有権の移転を受け、〇〇の自宅への通路に転用するものです。  
第167件は、〇〇から、〇〇が、高坂町真良〇〇外1筆 地目:田 合計595㎡について、所有権の移転を受け、住宅1棟、駐車場7区画に転用するものです。  
第168件は、〇〇及び〇〇から、〇〇株式会社が、本郷町本郷〇〇外2筆 地目:田 合計1,070㎡ 東本通土地区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇〇について、所有権の移転により、共同住宅2棟及び駐車場16区画に転用するものです。  
本件は、過去に農地法第4条の許可がなされており、事業は完了していますが、土地区画整理事業施行区域内では地目変更ができないことから、この度、所有権移転を行うために、農地法第5条の許可申請を行ったものです。  
第169件は、〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇外1筆 地目:田 合計254.40㎡ 東本通土地区画整理事業区域内 仮換地〇〇街区〇〇及び〇〇について、所有権の移転により、ガレージ1棟及び庭敷に転用するものです。  
第170件は、〇〇から、〇〇が、本郷南1丁目〇〇外1筆 地目:畑 合計164㎡について、所有権の移転を受け、住宅1棟、駐車場3区画に転用するものです。  
最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。  
農地区分については、第167件が第1種農地で、168件、169件及び170件が第3種農地、その他の案件は全て第2種農地です。

許可基準についてですが、第167件は、第1種農地の不許可の例外規定:農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」に該当します。

次に、第168件から第170件までは、「農地法第5条第2項第1号ロ(1):市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

その他の案件の許可基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、「農地法第5条第2項第2号:申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法、5条許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請、第147件から第149件、及び第159件から第170件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。

事務局の説明を求めます。

事務局

1 農地法関係諸証明事務等について

- 農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 9件
- 農地法第4条の規定による農地転用届出受理 1件
- 農地法第5条の規定による農地転用届出受理 3件
- 農地転用(農業用施設)届出受理 1件
- 農地改良届出受理 1件
- 登記官等からの農地転用事実等に関する照会 1件

2 その他

- 今後の日程  
令和5年第12回定例総会 12月22日(金)14時

議長

その他、何かありませんか。

無いようなので、これをもちまして総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時32分

令和5年11月24日

議長(会長)

議事録署名者

同 上